

## 1. 策定の趣旨と背景

### (1) 計画の趣旨

本市は、豊かな自然環境と多様な都市機能を併せ持ち、それらを身近に感じることができる公園や緑地、水辺地を有しており、そこでは様々な生物が生息・生育し、市民の生活にやすらぎと潤いを与えています。

第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略(以下「本計画」という。)は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく「緑の基本計画」と生物多様性基本法(平成20年法律第58号)に基づく「生物多様性地域戦略」を一体的に捉え、人々の生活と多様な生物の生息・生育を両立させて次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を実現するための取組について示したものです。

そのため、本市の抱える、みどり・水・生物多様性の課題を解決するために、緑地の保全、緑化の推進、水辺環境づくり及び生物多様性の保全を多様な主体が相互に協力・連携しながら取り組んでいくとともに、少子高齢化、人口減少等の社会情勢の変化への適切な対応や、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組も踏まえた上で、生物多様性及び人々の生活の両面の視点から、関係する全ての主体の取組によりやすらぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与することを目指す計画としています。

### (2) 策定の背景

本市は、津久井地域の豊かな森林を水源とする清らかな水が多く、生物の命を育む環境と、圏央道(さがみ縦貫道路)の開通や相模原・相模原愛川の両インターチェンジの開設、リニア中央新幹線の駅及び車両基地の設置決定等、都市化が進展する首都圏南西部の広域交流拠点都市としての環境を備えています。このような特徴を持つ本市では、平成22(2010)年3月に「相模原市水とみどりの基本計画」(以下「前計画」という。)を策定し、緑地の保全、緑化の推進、水辺環境づくりに取り組んできました。



また、平成24(2012)年度には、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、前計画の中間年次に当たる平成27(2015)年3月に、生物多様性基本法に基づく「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」を新たに位置付けた計画に改訂し、生物多様性の保全の推進に取り組んできました。

前計画の計画期間が、令和元(2019)年度で終了することから、これまでの取組の検証や市内外の動向変化を踏まえ、みどり・水・生物多様性に関わる市の方針を示す新たな計画として本計画を策定します。

### (3) 社会情勢の変化による新たな関連要素

#### ① 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

本計画に基づく取組の推進により、本市の持続可能なまちづくりを進めるとともに、グローバルの視点からも持続可能なまちづくりに貢献していきます。

**本計画との関係**  
 環境分野の取組は SDGs の多くのゴールの達成に寄与しますが、本計画では、みどり・水・生物多様性に関する施策を示し、関連の深いゴールの達成に取り組みます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

※    特に関係の深いゴール    関係の深いゴール

特に関連の深いゴール	推進施策による貢献の内容
<b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に 	水源かん養林の保全・再生、生活排水対策、水辺環境の保全・再生等による、人の生活や生物多様性の保全の基盤となる「水資源・水循環」の保全
<b>15</b> 陸の豊かさも守ろう 	生物の保護と適正管理、緑地保全・維持管理等による、人の生活や生きものの生息空間の基盤となる「陸の豊かさ」の保全
<b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう 	環境教育による人材の育成、協働の取組の在り方検討、関連情報の積極的発信等による、共創活動の基盤となる「パートナーシップ」の推進

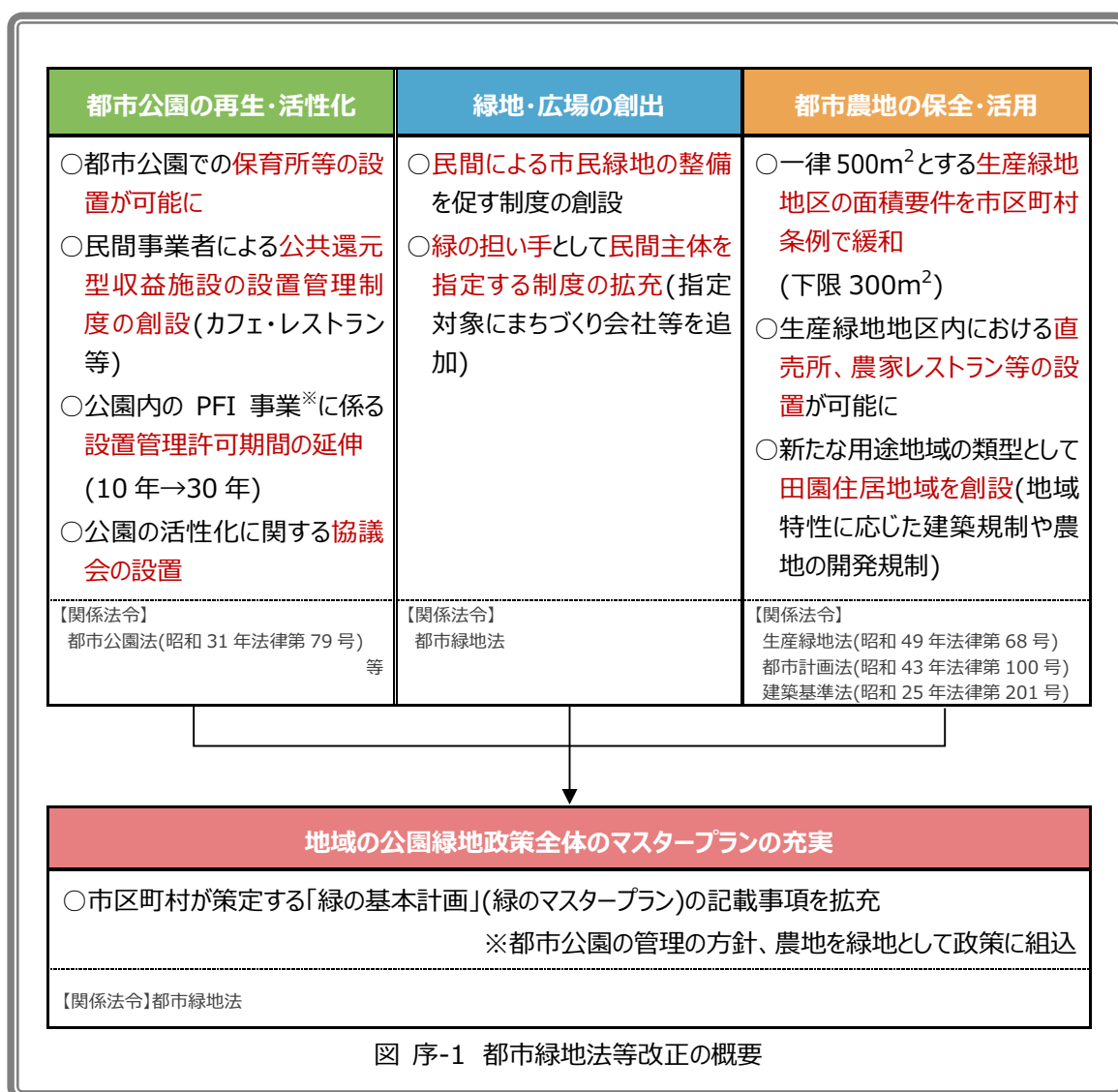
## ② 都市緑地法等の改正

平成 29(2017)年に都市緑地法等が改正され、「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」に関わる新たな制度の創設等が行われました。

これらの改正は、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活用しながら、保全・活用していくためのものであり、本計画では、改正の趣旨を踏まえた施策を推進します。

### 本計画との関係

本計画では、都市緑地法等の改正の趣旨を踏まえた施策を位置付け、その達成のための取組を推進します。



#### 【PFI 事業(Private Finance Initiative)】

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することで、地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供でき、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待されます。

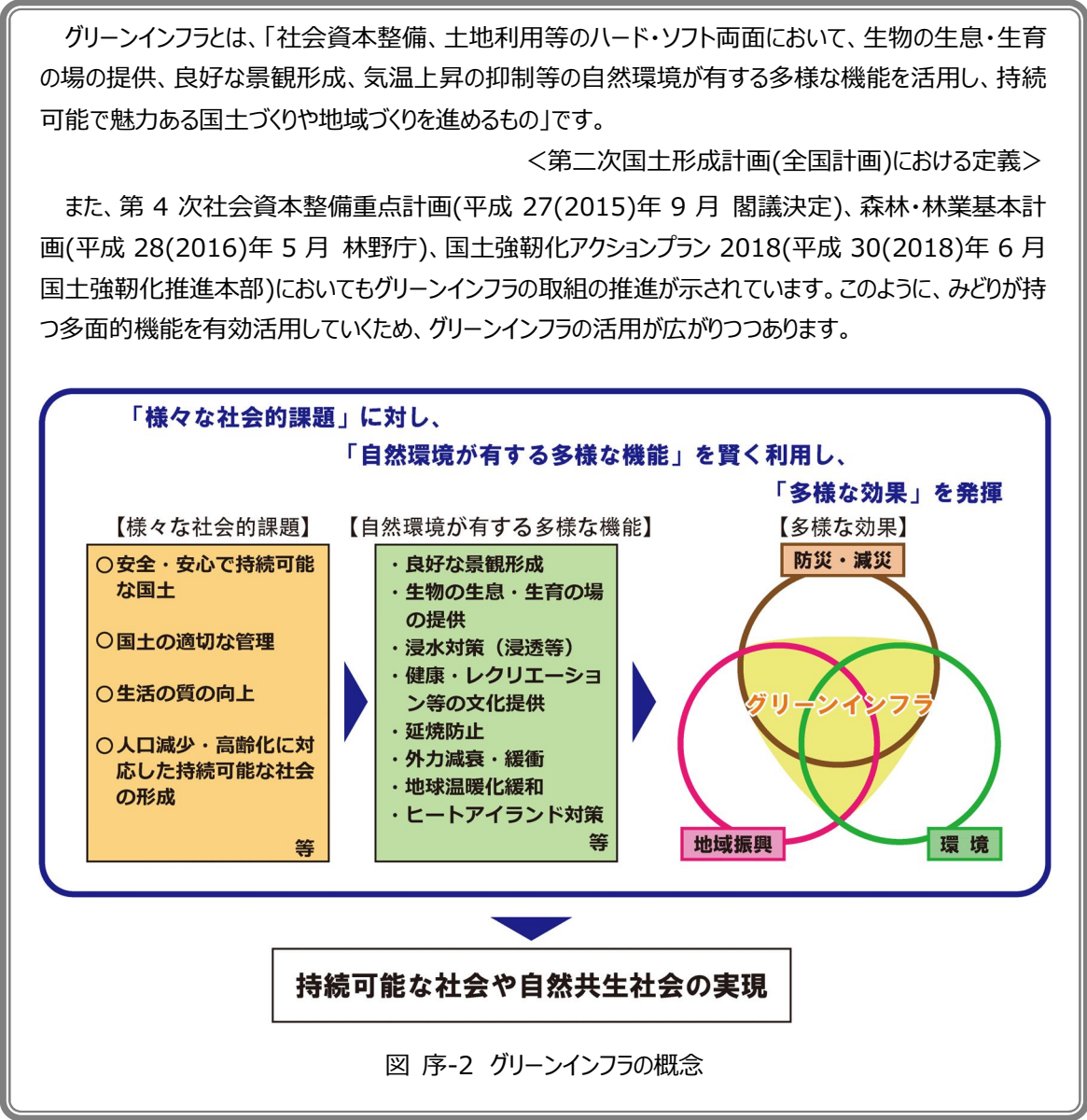
### ③ グリーンインフラストラクチャー(グリーンインフラ)

グリーンインフラは、様々な社会基盤に自然環境が持つ多様な機能を積極的に活用して、防災・減災、地域振興及び環境改善といった多様な効果を得ようという考え方で、持続可能な社会形成に寄与するものです。

例えば、市街地の延焼防止の効果がある公園や多自然型の河川整備、市街地の建物の緑化等もグリーンインフラです。

本計画において、みどり・水・生物多様性の保全・活用を推進することで、持続可能な社会や自然共生社会の基盤形成が図られます。

<b>本計画との関係</b>	本計画の対象である、みどり・水・生物多様性は、自然環境が有する多様な機能の根源となるものであり、これらを守り、育てることで、持続可能で魅力ある地域づくりに寄与します。
----------------	---



## 2. 計画の期間と対象区域

### (1) 計画期間

本計画は、上位計画である「相模原市総合計画」及び「第3次相模原市環境基本計画」を反映させたものであり、それらと整合を図るため、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までの8年間に計画期間とします。

### (2) 計画対象区域

本市の緑地の保全や緑化の推進、水辺環境づくりや生物多様性に関する取組等を効率的かつ計画的に進めるため、相模原市全域(面積：328.91km<sup>2</sup>)を本計画の対象とします。

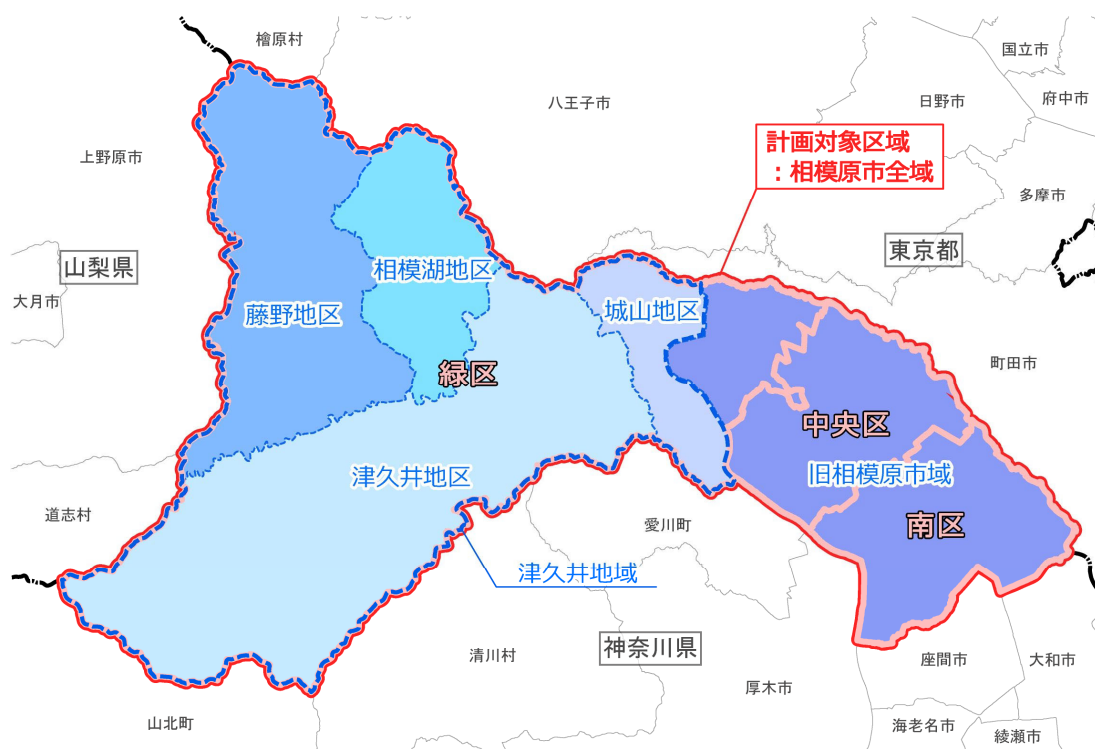


図 序-3 計画の対象区域<sup>1</sup>

本計画では、市内の各地域・地区の表記を次のとおりとします。

表記	区域
旧相模原市域	旧相模原市の区域
津久井地域	旧津久井4町の区域
城山地区	旧城山町の区域
津久井地区	旧津久井町の区域
相模湖地区	旧相模湖町の区域
藤野地区	旧藤野町の区域

<sup>1</sup> 国土数値情報,国土交通省国土政策局

### 3. 計画の位置付け

本計画は、相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例(令和元年相模原市条例第26号)に基づき、都市緑地法第4条第1項に規定する「緑の基本計画」と生物多様性基本法第13条第1項に規定する「生物多様性地域戦略」を兼ね備えた計画です。

また、本計画は、上位計画である「相模原市総合計画」及び「第3次相模原市環境基本計画」を反映するとともに、国・県・市の関連する施策や計画と整合を図った計画として位置づけています。

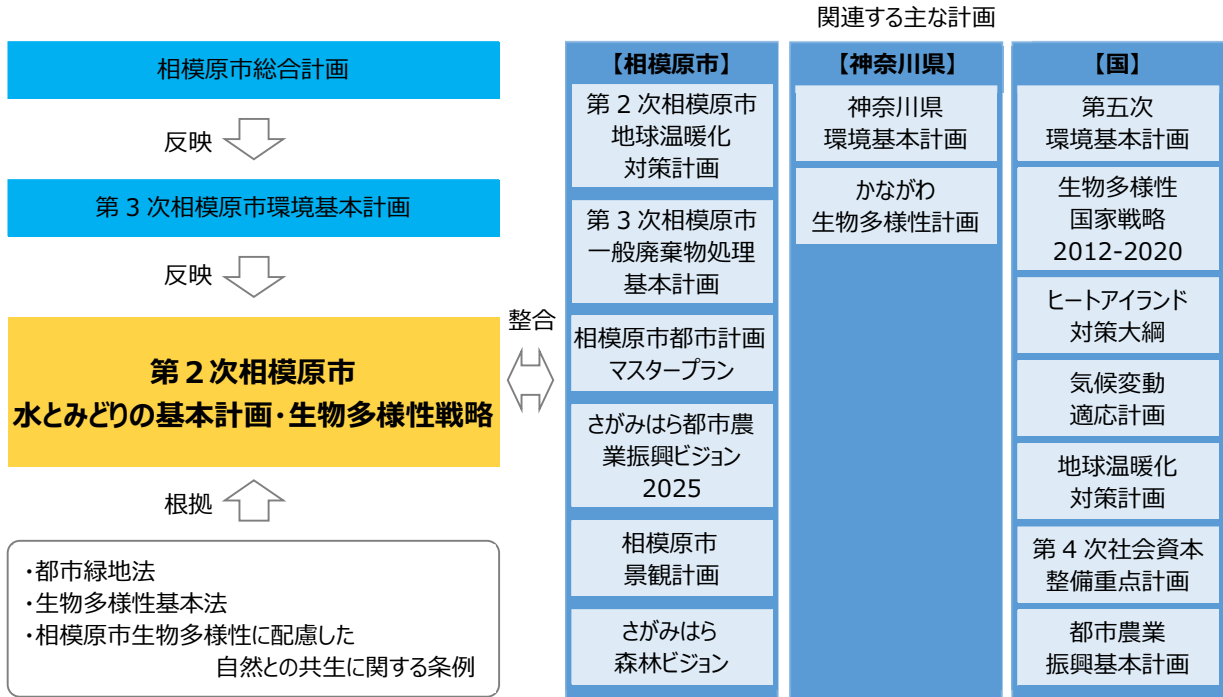


図 序-4 計画の位置付け

## 4. 用語の定義

### (1) みどりの定義

用語	定義
緑	人工林、雑木林、斜面林、河畔林等の森林、市街地の樹林地等、個々の「緑」を表現します。
みどり	個々の「緑」を総称して表現する場合、「みどり」と表現します。
緑地	樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、自然的環境を形成しているものをいいます。
緑被地	樹林地、草地、畑、水田、果樹園・苗畑等の「緑」で被われた土地の総称です。
緑被率	緑被地の割合を示します。

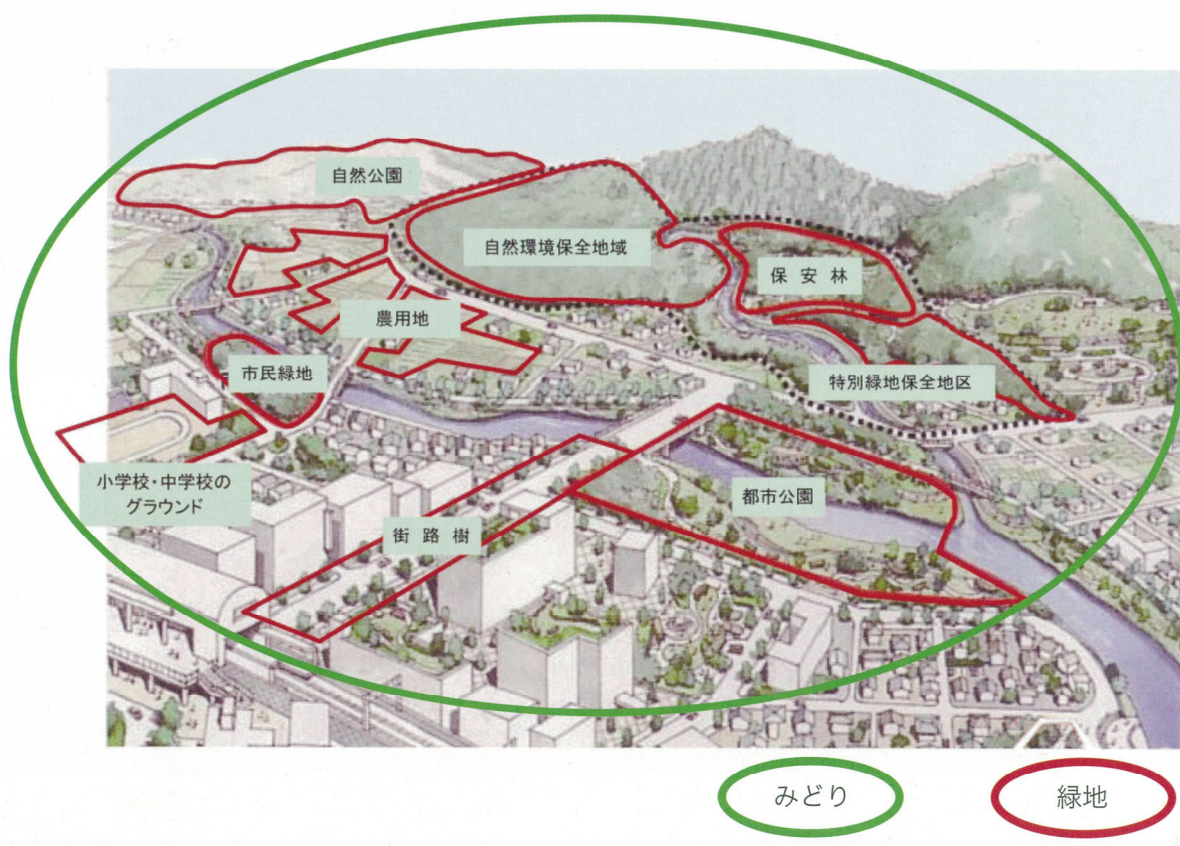
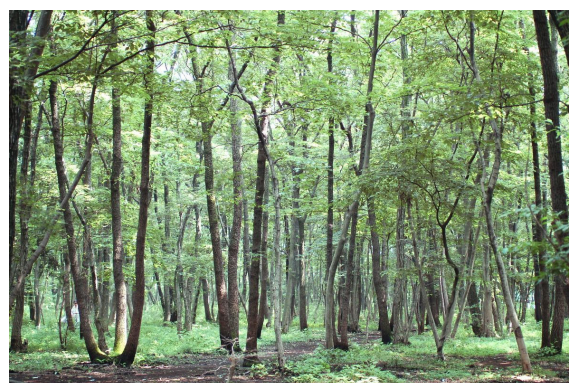


図 序-5 みどり・緑地の定義



相模原麻溝公園

木もれびの森

## (2) 水の定義

用語	定義
水	河川や湖沼等の水だけではなく、河川と一体となった水辺を含めて「水」と表現します。
水辺	水面に近接した岸の周辺を「水辺」と表現します。
水系	河川とそれに合流する他の河川・内水面(湖沼・池)を総称したものを「水系」と表現します。本市は、相模川水系と境川水系の2つの水系に分類されます。
流域	地形に応じて、降った雨が水系に集まる大地の範囲・領域のことを「流域」といいます。また、各流域の境界線を「流域界」といいます。

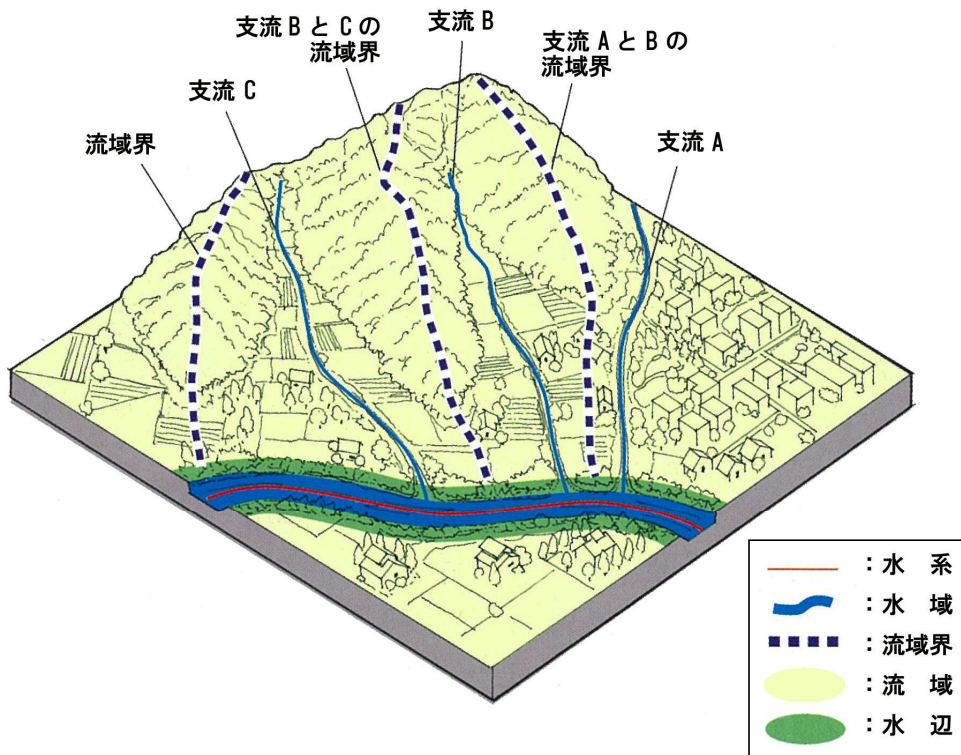


図 序-6 水の定義



### (3) 生物多様性の定義

用語	定義
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物多様性」といいます。 <sup>2</sup>
生物相	ある地域に生息・生育する様々な生物の種類を「生物相」といい、多くの種類の生物がいる状態は、「多様な生物相」等と表現します。
エコジカルネットワーク	<p>森林や都市内緑地等、野生生物が生息・生育する場所の空間的なつながりを「エコジカルネットワーク」といいます。 (※本市におけるエコジカルネットワークはP 13 参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>中核地区</b> 都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>緩衝地区</b> 中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯</p> </div> </div>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>拠点地区</b> 市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p><b>回廊地区</b> 中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 序-7 エコジカルネットワークの概念<sup>3</sup></p>

市役所前の桜並木

<sup>2</sup> 生物多様性基本法

<sup>3</sup> 生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引(平成 30(2018)年 4 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課)

## 5. 生物多様性の意義

「何のために生物多様性を保全するのか」という本計画の前提を理解するには、「3つのレベルの生物多様性」、「生態系サービス」、「生物多様性にせまる危機」という3つのキーワードを理解する必要があります。

ここでは3つのキーワードの説明を通じ、生物多様性について説明します。

### (1) 3つのレベルの生物多様性

生物多様性は、下表に示す「3つのレベルの生物多様性」が様々な形で複合して成り立っており、私たちは、この生物多様性からの恵み(生態系サービス)に生活の多くを依存しながら暮らしています。

私たちの暮らしの持続可能性を高めるためには、3つのレベルの生物多様性を保全し、将来の豊かな生活の実現に向けた備えをしなければなりません。

表 序-1 3つのレベルの生物多様性<sup>4</sup>

生態系の多様性	干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川等、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。  本市における生態系の多様性の例 本市には、津久井地域の森林や里地里山、旧相模原市域の河岸段丘、相模川、境川等の河川流域、市街地に点在する身近な樹林地等の多様な自然環境があり、それぞれの生態系が形成されています。
種の多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリア等が生息・生育しているということ。  本市における種の多様性の例 本市には9,965種の生物が生息・生育しており、695種の希少種が確認される等、多くの種類の生物が息づいています。
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。  本市における遺伝子の多様性の例 本市にも生息しているゲンジボタルの発光間隔が、東日本と西日本で異なるという事例も、この「遺伝子の多様性」のひとつです。



ホタルが舞っている様子



ギフチョウ

<sup>4</sup> 「生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」(平成 24(2012)年 9月)

## (2) 生態系サービス

私たちの日々の生活には、植物の光合成による酸素の生成、野生植物の品種改良による農作物への利用等、様々な自然の恵みが生物多様性からもたらされています。

こうした自然の恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、4 つに分類されます。

生物多様性と生態系サービスとの関係について、例えば遺伝的多様性が保全されることにより将来の医薬品や品種改良につながる可能性が確保される等、生物多様性が豊かであるほど生態系サービスが向上するため、自然からの生態系サービスを今後も享受していくためには、その源泉となる生物多様性を保全することがとても重要であると言えます。

表 序-2 4 つの生態系サービス<sup>5</sup>

基盤サービス	<p>植物の光合成による炭素隔離、土壌形成、栄養循環、水循環等がこれに当たり、以下の3つのサービスを支えるものです。</p> <p>本市における基盤サービスの例 津久井地域の豊かな森林は、美しい景観を形成するとともに、二酸化炭素を吸収して酸素を供給しています。</p>
供給サービス	<p>食料、燃料、木材、繊維、薬品、水等、農林水産業等を通じてもたらされている人間の生活に重要な資源を供給するサービスです。</p> <p>このサービスにおける生物多様性は、有用資源の利用可能性という意味で極めて重要です。現に経済的取引の対象となっている生物由来資源から、現時点では発見されていない有用な資源まで、ある生物を失うことは、現在及び将来のその生物の資源としての利用可能性を失うことになります。</p> <p>本市における供給サービスの例 さがみはら津久井産材や津久井在来大豆といった特産品等、本市の土壌で育つ木材や野菜を生物多様性の恵みとして利用しています。</p>
文化的サービス	<p>精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会等を与えるサービスです。</p> <p>多くの地域固有の文化・宗教はその地域に固有の生態系・生物相によって支えられており、生物多様性はこうした文化の基盤と言えます。ある生物が失われることは、その地域の文化そのものを失ってしまうことにもつながりかねません。</p> <p>本市における文化的サービスの例 本市の農産物を使用した郷土料理、里地里山の昔ながらの土窯を使用した炭焼き等の伝統文化や、農作物等の豊凶を占う田名八幡宮的祭等、市内の各地域で行われている伝統行事も、文化的サービスに基づいたものです。</p>
調整サービス	<p>森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を調整するサービスです。これらを人工的に実施しようとすると、膨大なコストがかかります。</p> <p>生物多様性が高いことは、病気や害虫の発生、気象の変化等の外部からのかく乱要因や不測の事態に対する安定性や回復性を高めることにつながると言えます。</p> <p>本市における調整サービスの例 本市の森林が持つ水源かん養機能により、安定した水を確保するとともに、土砂災害の防止や河川の氾濫防止等、私たちの暮らしの安全を支えています。</p>

<sup>5</sup> 生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書(平成 28(2016)年 3 月 環境省)、生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会)及び環境循環型社会白書(平成 19(2007)年度版 環境省)

### (3) 生物多様性にせまる危機

現在、生物多様性は4つの危機にさらされています。

生命の誕生以来、地殻変動や、氷期と間氷期の繰り返し等大規模な環境変化によって、地球上で多くの生物が絶滅したことが数度あったとの研究結果があり、生物の絶滅速度から判断すれば、現在、大量絶滅の時代が到来していると言われています。

現代の大量絶滅は、主に「人間活動の影響が原因」とされており、大量絶滅によって生態系サービスが維持できなくなった場合、私たちは、これまでのような豊かな生活の維持が困難となることから、状況を改善していかなければなりません。

表 序-3 生物多様性にせまる4つの危機<sup>6</sup>

第1の危機	<p>開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少</p> <p>鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立て等の開発によって生息環境を悪化・破壊する等、人間活動が自然に与える影響は多大です。</p> <p>本市における第1の危機の例 みどりの実態調査<sup>7</sup>において、田畑から住宅地への転用等による本市の緑被地の減少が確認されており、生物の生息・生育地の減少に繋がっている可能性があります。</p>
第2の危機	<p>里地里山等の活力低下による自然の質の低下</p> <p>二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシ等の個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。</p> <p>本市における第2の危機の例 本市において、これまで手入れがなされてきた里地里山が、担い手の高齢化や後継者不足により手入れされなくなり、生物の生息・生育に影響を与えている可能性があります。</p>
第3の危機	<p>外来種及び化学物質の持ち込みによる生態系のかく乱</p> <p>外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的なかく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性を持つものがあり、それらが生態系に影響を与えています。</p> <p>本市における第3の危機の例 本市において、オオキンケイギクやアライグマ等の外来種が確認される等、昔は地域にいなかった生物や化学物質が外から持ち込まれることにより、生物の生息・生育に影響を与えている可能性があります。</p>
第4の危機	<p>地球環境の変化</p> <p>地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まると言われています。</p> <p>本市における第4の危機の例 本市において、ここ30年で平均1℃以上の気温の上昇が確認されており、こうした気温の変化が生物の生息・生育に影響を与えている可能性があります。</p>

<sup>6</sup> みんなで学ぶ、みんなを守る生物多様性ホームページ(環境省 <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html>)

<sup>7</sup> 平成30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

#### (4) 生物多様性の保全の意義

本市は、津久井地域の豊かな自然や、旧相模原市域の都市機能が集まる市街地等、多様な環境の下で多様な生物が生息・生育しており、豊かな自然環境に恵まれた都市です。

しかしながら、緑被地の減少傾向や平均気温の上昇が過去の調査結果から示されているほか、外来種の分布拡大等により、本市も、生物多様性にせまる危機にさらされている状況にあります。

こうした状況下において、私たちが共有すべき使命として、市内の主要なみどりや水辺を連絡するエコロジカルネットワークを形成する等、地域の生物多様性を保全し、そこから得られる生態系サービスを将来に渡って享受する社会を実現することが、今を生きる私たちに課せられた課題であり、そのことこそが本市において生物多様性を保全する意義と言えます。

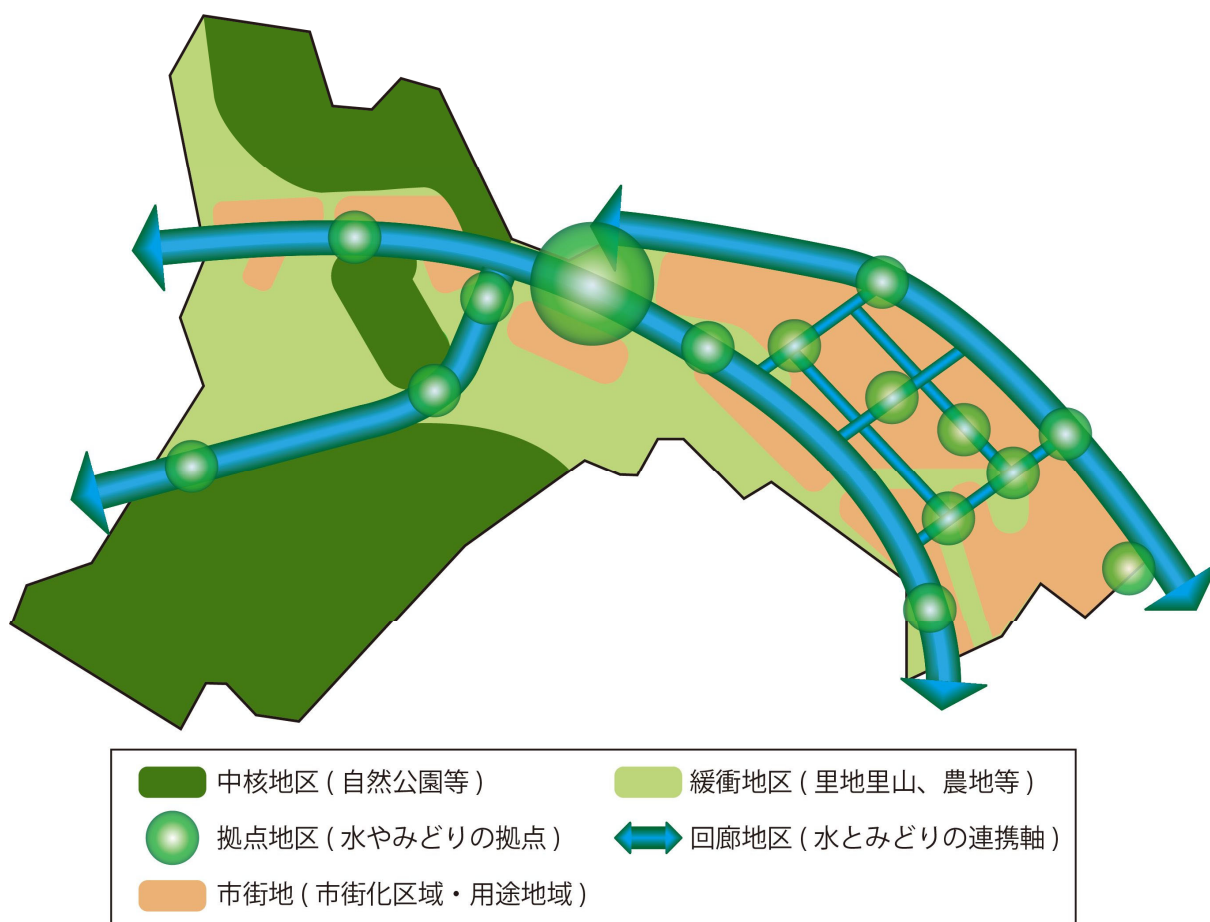


図 序-8 エコロジカルネットワークマップ

## 6. 前計画における取組状況

前計画は、基本理念と 20 年後の水とみどりの将来像の実現に向けて、施策の体系として 5 つの基本目標と 11 の施策の基本方向を定め、130 の推進施策に取り組んできました。

ここでは、前計画の下で実施した主な推進施策の取組状況を示します。

### 基本目標 1

#### 恵み豊かで美しい自然環境を守り・育てます

##### 取組の概要

多様な生物の生命や豊かな大地の恵みを育み、やすらぎと潤いを与えてくれる貴重な自然環境を次世代に継承するため、生物多様性の確保や森林の保全・再生に向けた取組等を推進しました。

##### 取組の具体例

- ◎ 平成 21(2009)年度に施行した相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(平成 21 年相模原市条例第 26 号)に基づき、保全団体が活動を行っている青野原地区、三ヶ木地区、牧野中尾地区、上河原地区及び阿津地区の 5 地区を水辺環境保全等活動区域に指定し、水辺環境の保全・再生の取組を進めました。[施策の基本方向 1-3 里地里山の保全・活用]
- ◎ 市民の共通財産である森林を次世代に確実に引き継いでいくため、さがみはら森林ビジョンを平成 22(2010)年度に策定し、実施計画事業を実施するとともに、平成 28(2016)年度に(仮称)相模原市市民の森基本計画を策定し、森林体験イベントの開催等、市民が森林と触れ合える機会を創出しました。[施策の基本方向 1-2 森林の保全・再生]

### 基本目標 2

#### 花とみどり季節感あふれる都市空間をつくります

##### 取組の概要

市民が快適な日常生活を送り、やすらぎと潤いがあふれる生活環境の実現のため、都市緑化の推進や都市公園の整備の取組等を推進しました。

##### 取組の具体例

- ◎ 公民館等、既存の公共施設において、緑化を行いました。[施策の基本方向 2-1 都市緑化の推進]
- ◎ 相模原市開発事業基準条例(平成 17 年相模原市条例第 59 号)に基づく緑化指導を行い、緑化の推進を図ったほか、生垣、屋上、壁面等の緑化に取り組む市民等に対する助成事業等を実施し、生活に身近な場所でも自然を感じる都市空間の形成を進めました。[施策の基本方向 2-1 都市緑化の推進]
- ◎ 相模原麻溝公園の整備や淵野辺公園の拡大等、都市公園の整備を確実にを行い、魅力ある公園づくりに取り組みました。[施策の基本方向 2-2 都市公園の整備]

## 基本目標 3

## 都市と自然水とみどりにふれあう交流拠点づくりを進めます

- |        |  |
|--------|--|
| 取組の概要  | 人々が自然と出会い、ふれあえる場の形成を図り、人、自然、まち、文化、歴史等が交わる水とみどりの拠点づくりの取組等を推進しました。   |
| 取組の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 平成 23(2011)年度に施行した相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(平成 23 年相模原市条例第 4 号)に基づき、城山地区小松・城北で里地里山の保全活動を行う団体を認定し、活動を支援しました。[施策の基本方向 3-1 水とみどりのふれあい交流拠点づくり]</li> <li>◎ 関連 13 市町で組織する「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参加し、多摩・三浦丘陵等の広域トレイルネットワークの形成に取り組んだほか、自然観察会や環境学習講座を実施しました。[施策の基本方向 3-1 水とみどりのふれあい交流拠点づくり]</li> </ul> |

## 基本目標 4

## 清らかな流れと水辺を守り親しみのある水辺空間をつくります

- |        |  |
|--------|--|
| 取組の概要  | 清らかで親しみのある水辺環境づくりのため、水辺環境の保全・再生や親水空間の創出・活用の取組等を推進しました。   |
| 取組の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 相模川流域の水源地環境の保全・再生を図るため、神奈川県と連携して、水源林の間伐等の整備を実施しました。[施策の基本方向 4-1 水辺環境の保全・再生]</li> <li>◎ 自然環境の体験・学習施設としての機能向上や相模川流域の広域的な情報発信施設としての機能向上に向けて相模川ふれあい科学館の再整備(平成 26(2014)年 3 月リニューアルオープン)等、水辺環境づくりに関わる取組を進めました。[施策の基本方向 4-2 親水空間の創出・活用]</li> </ul> |

## 基本目標 5

## 市民共有の貴重な自然環境をみんなの手で次世代につなぎます

- |        |  |
|--------|--|
| 取組の概要  | 多様な生物が生息・生育できる恵み豊かで美しい自然環境を市民共有の財産と捉え、市民一人ひとりの持続可能な社会の形成に向けた行動を促すため、市民との協働による自然環境の保全・育成や普及・啓発の取組等を推進しました。  |
| 取組の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 森づくりパートナーシップ推進事業や街美化アダプト制度、森林ボランティアや生物モニタリング調査への参画等の取組を進めました。[施策の基本方向 5-1 市民協働による自然環境の保全]</li> <li>◎ 公民館等における出前講座や森づくりボランティア講座等を開催し、人材の育成、普及・啓発に関わる取組を進めました。[施策の基本方向 5-2 普及・啓発と広域連携]</li> </ul> |